

豊山町特定健康診査等実施計画

序章 計画策定にあたって

1 特定健康診査・特定保健指導の導入の趣旨

生涯にわたって生活の質の維持・向上のためには、糖尿病、高血圧症、高脂血症等の発症、あるいは重症化や合併症への進行の予防に重点を置いた取り組みが重要であり、緊急の課題となっている。また、健康診査等の保健事業については、現在老人保健法や医療保険各法に基づいて、市町村、企業、医療保険者によって実施されているが、各健康診査の役割分担が不明確であり、かつ受診者に対するフォローアップが不十分であるとの指摘がされている。

こうした中、国では「医療制度改革」を踏まえ、生活習慣病の徹底を図るため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、特定健康診査・特定保健指導の実施を医療保険者に義務付けた。特定健康診査・特定保健指導を実施することにより、①将来の医療費の削減効果が期待され、医療保険者が恩恵を受ける②医療費のデータと健康診査・保健指導のデータを突合することができ、より効果的な予防事業を行うことができる③対象者の把握が行いやすい④未受診者・中断者を把握し、受診勧奨などにより疾病予防や重症化防止等が大いに期待される場所である。

この計画は、国の「特定健康診査等基本指針」に沿って、医療保険者である豊山町国民健康保険が、特定健康診査及び特定保健指導の目的や方法について定めるものである。

2 特定健康診査・特定保健指導の実施の基本的な考え方

特定健康診査は、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目で生活習慣病予防のための特定保健指導を必要とする者を抽出するために実施する。

特定保健指導は、特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある者（メタボリックシンドローム該当者・予備軍）に対し、将来予測を踏まえた保健指導を行い、生活習慣の改善につなげることにより、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備軍の減少を図るために実施する。

なお、対象者は40歳から74歳となる者で、実施年度の1年を通して豊山町国民健康保険に加入している者とする。

3 計画の性格

この計画は、国の特定健康診査等基本指針に基づき、豊山町国民健康保険が策定する計画であり、愛知県医療費適正化計画と十分な整合性を図るものとする。

4 計画の期間

この計画は、5年を一期とし、第1期は平成20年度から平成24年度とし、5年ごとに見直しを行う。

5 計画の将来目標値

この計画の実行により、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を平成27年度までに25%削減することを目標とする。

第1章 特定健康診査・特定保健指導の実施

1 豊山町国民健康保険被保険者の基本健康診査の現状

平成19年度に実施した基本健康診査の受診状況は下表のとおりで、特定健康診査の対象となる40歳から74歳の受診率は31.3%（920人）となっている。

| | | 国保被保険者数 | 健診受診者及び | | 情報提供 | 推定値（国の算定基準により抽出） | | | |
|--------|---|---------|---------|-------|------|------------------|-------|-------|-------|
| | | | 率 | | | 動機付け支援 | | 積極的支援 | |
| 40～64歳 | 男 | 824人 | 197人 | 23.9% | 197人 | 23人 | 11.8% | 48人 | 24.6% |
| | 女 | 876人 | 331人 | 37.8% | 331人 | 33人 | 10.2% | 19人 | 6.0% |
| 65～74歳 | 男 | 615人 | 176人 | 28.6% | 176人 | 48人 | 27.6% | | |
| | 女 | 623人 | 216人 | 34.7% | 216人 | 32人 | 15.2% | | |
| 合計 | | 2,938人 | 920人 | 31.3% | 920人 | 136人 | 14.8% | 67人 | 7.3% |

国保被保険者数は19年4月1日現在

2 豊山町国民健康保険の目標値

国が示す特定健康診査等基本指針に掲げる参酌標準を基に、豊山町国民健康保険の目標値を以下のとおり設定する。

- ①特定健康診査の受診率 65%
- ②特定保健指導の実施率 45%
- ③目標設定時と比較したメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備軍の減少率 10%

④平成20年度から24年までの各年度の目標値は次のとおり

| | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|----------------------------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 特定健康診査 | 対象者数(人) | 2,929 | 3,002 | 3,098 | 3,169 | 3,290 |
| | 受診率(%) | 35 | 45 | 55 | 60 | 65 |
| | 受診者数(人) | 878 | 1,200 | 1,703 | 1,901 | 2,138 |
| 特定保健指導 | 対象者数(人) | 218 | 298 | 424 | 473 | 532 |
| | 実施率(%) | 20 | 30 | 35 | 40 | 45 |
| | 受診者数(人) | 43 | 89 | 148 | 189 | 239 |
| メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者の減少率(%) | | | | | | 10 |

3 特定健康診査の実施

(1) 実施方法及び実施場所

| 実施方法 | 集団方式 | 個別方式 |
|--------|--------|-------------|
| 実施場所 | 保健センター | 委託医療機関 |
| 時期・期間 | 6月・9月 | 6月～1月 |
| 委託等の有無 | 有り | 有り(西名古屋医師会) |

(2) 特定健康診査の内容

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とするものを抽出する健診項目とする。

【具体的な健診項目】

- ① 問診(服薬歴、喫煙歴等)
- ② 身体測定(身長・体重・肥満度・腹囲)
- ③ 理学的所見(身体診察)
- ④ 血圧測定
- ⑤ 血液検査
 - ア 脂質検査(中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール)
 - イ 血糖検査(空腹時血糖、ヘモグロビンA1c)
 - ウ 肝機能検査(GOT, GPT, γ -GTP)
 - エ 尿検査(尿糖、尿蛋白)

【詳細な健康診査の項目】

一定の基準により、医師が必要と判断した場合に以下の検査を実施する。

- ①心電図検査
- ②眼底検査

③貧血検査

心電図検査と眼底検査は、前年の健診結果等において①血圧②脂質③血糖④肥満のすべての項目について以下の判定基準に該当した者に実施する。貧血検査は、貧血の既往歴を有するもの又は視診等で貧血が疑われる者に実施する。

★判定基準

- ①血糖（空腹時血糖：100 mg/dl 以上又は HbA1c 5.2% 以上）
- ②脂質（中性脂肪：150 mg/dl 以上又は HDL コレステロール 40 mg 未満）
- ③血圧（収縮期：130 mmHg 以上又は拡張期 85 mmHg 以上）
- ④肥満（腹囲：男性 85 cm 以上、女性 90 cm 以上又は BMI 25 以上）

4 特定健康診査・特定保健指導の流れ

別表1のとおり

5 特定保健指導の実施

特定保健指導は、特定健康診査結果に基づき、下表のとおり「情報提供」、「動機付け支援」と「積極的支援」の3段階に分け（階層化）実施する。

| 階層 | 対象者 | 内容 |
|--------|---------------------|--|
| 情報提供 | 特定健康診査受診者（全員） | 生活習慣を見直すきっかけとなるよう、健診結果の提供に合わせて、基本的な情報提供を行う。 |
| 動機付け支援 | リスクが出現し始めた者 | 生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるよう支援する。 |
| 積極的支援 | リスクが重なり出した者（40～64歳） | 健診結果の改善に向けて、生活習慣の改善の自主的な取り組みを相当な期間、定期的・継続的に行うことができるよう支援する。 |

（1）実施場所及び実施期間

| 階層 | 実施場所 | 実施期間 | 実施形態 |
|--------|----------------|------|--|
| 情報提供 | 保健センター及び委託医療機関 | 6～3月 | 個別方式は健診結果説明と同時に実施 集団方式は健診結果説明と同時に実施 |
| 動機付け支援 | 保健センター | 7～3月 | 町国民健康保険が実施 |
| 積極的支援 | | | |

(2) 「動機付け支援」と「積極的支援」の具体的支援内容

| 階層 | 回数 | 支援内容 |
|--------|-----------|--------------------------------------|
| 動機付け支援 | 1回 | 面接、6か月後の実績評価 |
| 積極的支援 | 数回(3～6月間) | 面接、継続的な支援(面接、電子メール、電話、手紙等)、6か月後の実績評価 |

(3) 特定保健指導対象者の選定と階層化

糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を改善させるために、効果的・効率的な保健指導を実施する。そのため、階層化をかけた結果から生活習慣の改善により予防効果が大きく期待できる者に優先順位をつけ、選定して特定保健指導を行う。

① 特定保健指導の対象化(階層化)

| 腹囲 | 追加リスク ①血糖②脂質③血圧 | ④喫煙歴 | 対 象 | |
|--------------------------|--------------------|------|--------|--------|
| | | | 40～64歳 | 65～74歳 |
| 男性 85cm 以上 女性 90cm 以上 | 2つ以上該当 | / | 積極的支援 | 動機付け支援 |
| | 1つ該当 | あり | | |
| | | なし | | |
| 上記以外で肥満度(BMI)25以上 | 3つ以上 | / | 積極的支援 | 動機付け支援 |
| | 2つ以上 | あり | | |
| | | なし | | |
| | 1つ該当 | / | | |

喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

② 特定保健指導対象者の選定の考え方

| 区分 | レベル | | 対象者 |
|---------|-----|------|--|
| 健康診査受診者 | 1 | レベル4 | 医療との連携が必要なグループ 糖尿病、脂質異常、虚血性心疾患、脳血管疾患、人工透析治療中の者* |
| | 2 | レベル3 | ハイリスクアプローチA レベル4以外の者で、健康診査項目が受診勧奨値の者 |
| | 3 | レベル2 | ハイリスクアプローチB メタボリックシンドローム該当者・予備群の者（特定保健指導対象者） |
| | 4 | レベル1 | ポピュレーションアプローチ 区分1から3に該当しない者 |
| 未受診者 | 5 | レベルX | レベルがわからないグループ 区分1に記載された疾病で治療中の者 |
| | 6 | | それ以外の者 |

* 血圧降下剤等を服用中の者については、特定保健指導の対象としない。

③ 特定保健指導対象者の優先順位

対象者は、上記②の「特定保健指導対象者の選定レベル2」のメタボリックシンドローム該当者・予備群の者とする。

| 順位 | 対象者 |
|--|--|
| 高い  ↓ 低い | ① 40代・50代の対象者 |
| | ② 健診結果が前年度と比較して悪化し、健診結果の保健指導レベルが情報提供レベルから動機付け支援レベル、動機付け支援レベルから積極的支援レベルに移行するなど、健診結果の保健指導レベルでより緻密な保健指導が必要になった者 |
| | ③ 質問項目（標準的な質問票）の回答により生活習慣改善の必要性が高い有病者 |
| | ④ 前年度の特定保健指導対象者で未利用の者 |

6 特定健康診査・特定保健指導の周知案内方法

健康診査受診率向上につながるよう対象者への個別通知、健康・福祉フェスティバル等でのパンフレットの配布、広報・ホームページによる周知等、各機会を通して案内する。

(1) 受診券・利用券・結果通知表の送付

- ① 特定健康診査受診券は、被保険者に個別に送付する。
- ② 特定健康診査受診者全員に国が示す通知表に準じて健診結果を通知する。
- ③ 特定保健指導利用券は、特定保健指導対象者に個別に送付する。

(2) 事業主健診等のデータを受領する方法

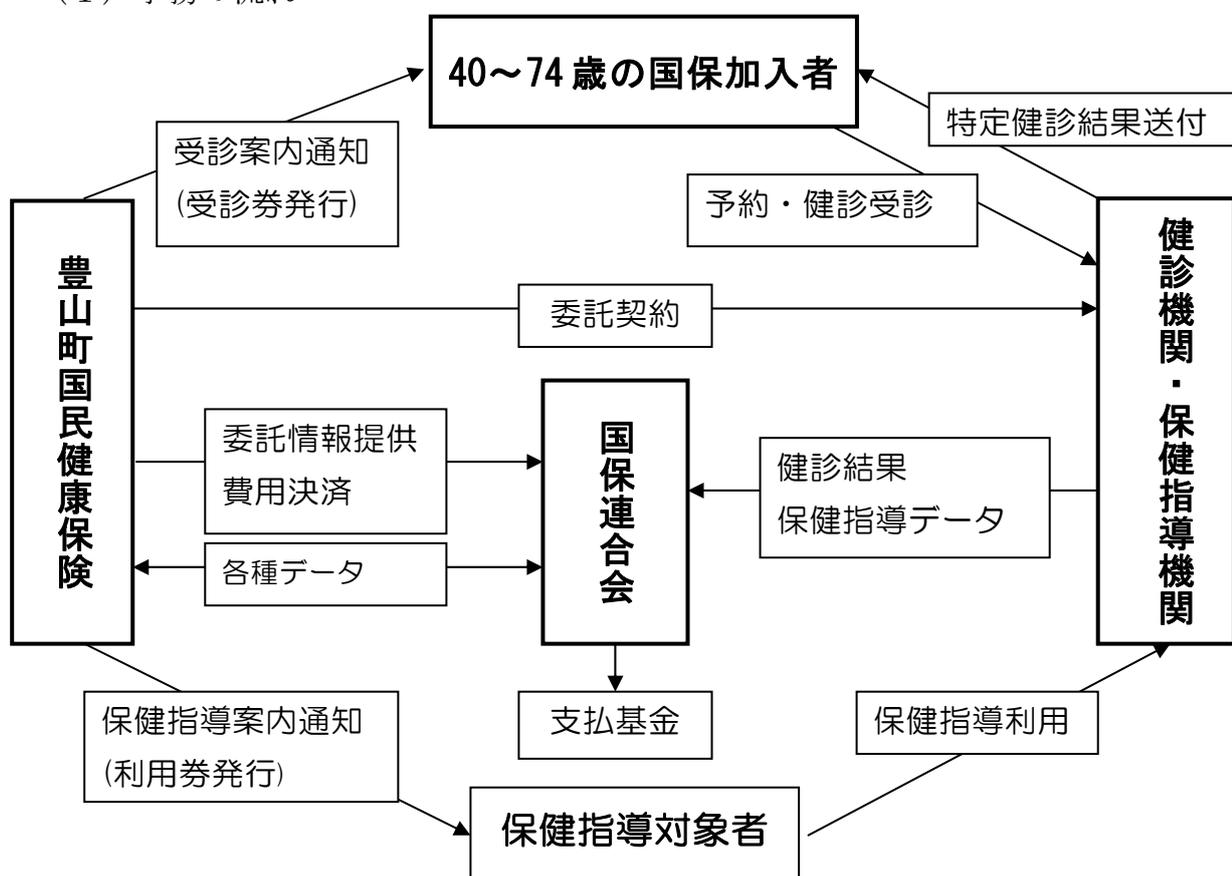
事業主健診等の健診受診者のデータは、関係機関と連携し、健診データの情報提供を依頼する。

7 外部委託等について

実施率の向上及び被保険者の利便性の向上と専門性の確保のため、国が定める「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき、特定健康診査を外部委託により実施する。なお特定保健指導は当面、豊山町国民健康保険が実施する。

8 実施体制について

(1) 事務の流れ



(2) 自己負担額

特定健康診査の自己負担額は、条例に基づき手数料を徴収する。特定保健指導の自己負担額は無料とする。

9 年間実施スケジュール

| 月 | 特定健康診査 | 特定保健指導 |
|-----|---|---|
| 4月 | ・健康診査対象者の抽出 ・健診機関との契約 | |
| 5月 | ・受診券の送付 | |
| 6月 | ・集団特定健康診査の実施 ・個別特定健康診査の開始 | |
| 7月 | ・特定健康診査データの受領 ・費用決済 | ・特定保健指導対象者の抽出 ・集団特定健康診査結果説明 ・利用券の発行 ・発行情報の登録 |
| 8月 | | ・特定保健指導の開始 |
| 9月 | ・集団特定健康診査の実施 | ・費用決済 |
| 10月 | | ・集団特定健康診査結果説明 |
| 11月 | ・契約機関・実施内容見直し | |
| 12月 | | |
| 1月 | ・個別特定健康診査の終了 | |
| 2月 | | |
| 3月 | 契約手続き ・実施機関との交渉 ・委託料の決定 ・実施時期の調整 | |

第2章 個人情報保護

1 特定健康診査・特定保健指導の記録・データの保管、管理体制

特定健康診査・特定保健指導のデータは、契約機関等から代行機関を通じ電子データを随時（又は月単位）医療保険者（豊山町国民健康保険）が受領する。

このデータは、セキュリティ確保のもと住民課が保管し、生活福祉部住民課長が管理責任者となる。

保管期間は、豊山町文書管理規程に基づき5年間保存とする。また、他の医療保険者に異動するなど被保険者でなくなった場合には、異動年度の翌年度末まで保管する。

2 個人情報保護対策

特定健康診査・特定保健指導のデータは、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取り扱いのための安全管理に関するガイドライン」、「豊山町個人情報保護条例」等を遵守し、データの正確性の確保、漏えい防止措置を行う。

外部委託においても、従業員の監督、個人情報保護の厳重な管理、目的外使用の禁止などを契約書等に記載する。

第3章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

特定健診等実施計画は、広報及びホームページで周知公表を行う。

第4章 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

特定健康診査・特定保健指導の実績集計の分析内容等を通じて、保健センターと協力しながら目標の妥当性や達成度、実施方法等の評価し、適宜見直しを図る。

第5章 その他関連事項

1 担当部署等について

保健センターの保健師及び担当職員に、住民課の兼任辞令を発令し、特定健康診査・特定保健指導に関する業務を行う。

2 健康増進法等による健康診査等との関連

(1) 健康増進法に基づく健診及びがん検診(担当課 保健センター)

健康増進法に基づく各種健康診査は、これまでどおり保健センターで実施する。

(2) 生活機能評価(担当課 福祉課)

介護保険法による生活機能評価は、基本チェックリストにより特定高齢者候補者に該当した者に、特定健康診査と同時に実施する。

(3) 後期高齢者の保健事業(担当課 住民課・保健センター・福祉課)

75歳以上の町民に対しては、町が愛知県後期高齢者医療広域連合の保健事業の委託を受け、保健センターで行う。保健指導については、健康増進法および介護保険法に基づく事業で対応する。

別表 1

特定健康診査・特定保健指導のフロー図

